

愛荘町第9期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画

安心

生きがい 幸せあふれ

ホッ

とするまち

AISHO

概要版



令和6(2024)年4月愛荘町

愛荘町第9期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画とは？

国では、令和22(2040)年には高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加とともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護ニーズは一層増加し、多様化していくことが予測されています。高齢化の進行で最も懸念されることは、高齢者の増加に伴って支援や介護を必要とする高齢者も増加することで、特に75歳以上の後期高齢者は、前期高齢者に比べて身体機能や認知機能の低下が著しく、支援を必要とする方が多くなります。一方で、令和7(2025)年以降は、担い手である生産年齢人口(15～64歳人口)の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが見込まれ、福祉・介護人材の確保が大きな課題となります。



住み慣れた地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく暮らせる環境を実現するため、本計画を策定しました。計画に基づき、住民の複合化・複雑化した困り事に対応する重層的支援体制の整備を図るとともに、中年層からのフレイル予防の取組、民生委員・児童委員などの関係団体等との協働・連携による見守り体制の強化など、人と人とのつながりに重点を置いた、支え合いのある「地域共生社会」の実現に向けた取組をより一層進めます。

計画の位置づけと役割

本計画は、老人福祉法に規定される「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に規定される「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的に策定したもので、愛荘町の最上位計画である「愛荘町総合計画」に則すとともに、福祉分野の上位計画に位置づけられる「地域福祉計画」との整合を図るものです。また、本計画の一部を「愛荘町成年後見制度利用促進計画」として位置づけます。



計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とし、令和22(2040)年を見据えて段階的に取組を進めるための計画として策定しました。

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和22年
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
第8期計画			第9期計画 (本計画)			第10期計画			
令和22(2040)年を見据えた計画									

計画がめざす姿

基本理念

A I S H O 安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち 愛 荘 町

高齢者自身の健康づくりや生きがいづくりをはじめ、住民同士でのつながりづくりや関係機関同士の連携、行政による介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの充実などを通して、地域で暮らす方々が住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らすことができるよう、「安心＝見守りサービスによって安心できる」、「生きがい＝生涯を通じて生きがいを持ち、社会参加できる」、「幸せ＝幸せな高齢期のため、高齢者自身も含めて支え合える」まちを目指して計画を推進します。



基本方針

本町ならではの『地域共生社会』を目指し、「一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本方針とし、6つの視点により、令和22(2040)年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

一人ひとりに目が行き届く 地域包括ケアシステムの深化・推進

予 防

介護予防の充実により、要介護状態になることを防ぎ、誰もが元気に暮らすことができる地域づくりをめざします。

介 護

介護サービスの充実と適切な利用の促進により、介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくりをめざします。

医 療

医療・看護・介護の連携強化により、在宅医療体制や人生の最終段階における医療体制の充実をめざします。

生活支援

介護保険サービス等の公的な支援だけではカバーできない、ニーズに応じた多様な生活支援サービスの提供をめざします。

住まいと 生活環境

住まいの場や移動手段の確保などにより、安心できる住環境づくりをめざします。

生きがい 社会参加

高齢者が地域において活躍できる場をつくるなど、誰もが生きがいを持つことができる地域づくりをめざします。



施策の体系

基本理念	基本方針	重点目標	施策	
安心・生きがい・幸せあふれ、ホッと するまち 愛荘町 A I S H O	一人ひとりに目が行き届く地域包括 ケアシステムの深化・推進 予防 介護 医療 生活支援 住まいと生活環境 生きがい社会参加	1 中年層からの切れ目ない介護予防・健康 づくり活動の実践	施策 1 介護予防・健康づく りの取組の強化	
		2 総合的な認知症 施策の推進	施策 2 総合的な認知症施 策の推進	
		3 住み慣れた地域で 最期まで暮らし続け るための体制整備	施策 3 在宅介護を支える 体制の強化	
		4 地域での交流・支え 合い活動の促進	施策 4 医療・看護・介護の 連携強化	
			施策 5 地域における生活支 援・見守り体制の充実	
		持続可能な介護保険事業の運営		施策 6 高齢者の生きがいづくり と活躍の場づくりの推進
			施策 7 包括的・重層的な 支援体制の構築	



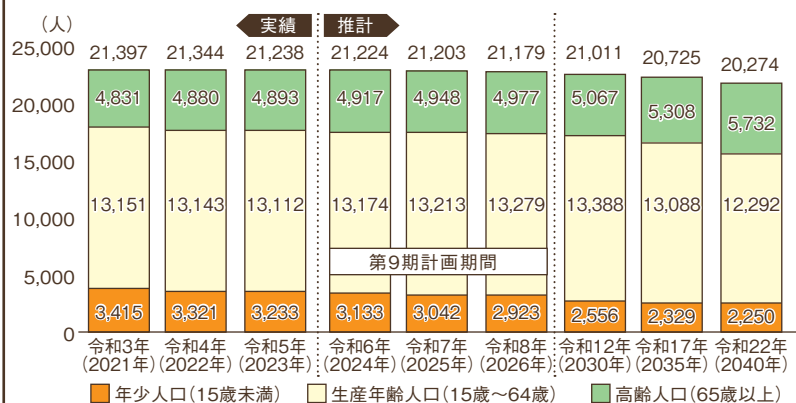
事業	成果指標
1 中年層からの健康づくりの推進 2 一般介護予防事業の推進 3 要支援者等への介護予防サービスの提供 4 効果的な介護予防・重度化防止の推進	要支援・要介護認定率(75歳以上) 17.7% ➡ 17.7% (29%➡29%) 介護予防事業参加者[認定度]の維持・改善(1年後) 66.7% ➡ 70.0%
1 認知症に関する正しい知識と理解の促進 2 認知症の人や家族が安心して過ごせる地域づくり 3 認知症予防の推進 4 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の強化 5 認知症状に合ったサービスの提供 6 認知症の人や家族・介護者への支援の充実 7 若年性認知症への対応	認知症に関する相談窓口の認知度 [介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より] 30.4% ➡ 40.0%以上
1 地域密着型サービスの確保・提供 2 居宅サービスの確保・提供 3 家族介護者への支援 4 一時的に休息できる環境づくり	介護サービス利用者(介助者が回答)において、 介護を行う上で困っていることが「特にない」人の 割合[サービス利用者調査結果より] 20.0% ➡ 20.0%以上
1 在宅医療・看護・介護の連携体制の構築 2 在宅医療・看護・介護にかかる相談体制の整備 3 在宅看取り、在宅医療の普及・啓発	自分の希望する場所で最期まで療養することが実現 可能とする人の割合[介護予防・日常生活圏域ニ ーズ調査より] 8.3% ➡ 10.0%以上
1 地域共生社会づくりの推進 2 買物や食事等の日常生活の困りごとに関する支援 3 日常的な見守り活動の充実 4 防災・感染症対策の充実 5 防犯対策の充実 6 移動手段の確保 7 安心して暮らせる住まいづくりの支援 8 介護保険以外の入所・入居施設の確保	65歳以上支援サービス利用者数 (※買物支援、食の自立支援、緊急通報システ ム、ふれあい収集の支援事業利用者実人員) 93人 ➡ 95人
1 地域における居場所づくり 2 生活・介護支援サポーターによる活動の促進 3 ボランティア活動の促進 4 シルバー人材センターの活動支援 5 老人クラブの活動支援	高齢者の幸福度(10点満点) [介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より] 15.6% ➡ 16.5%以上
1 総合相談体制の充実 2 権利擁護と成年後見制度の利用支援 『成年後見制度利用促進基本計画』 3 高齢者虐待の防止 4 地域ケア会議の開催 5 多職種連携、関係機関との連携の強化 6 地域との連携の強化	複合的な相談に対し、包括的に対応したケース 件数 0件 ➡ 5件
1 介護給付の適正化 2 介護サービス事業者等の資質の向上 3 共生型サービスの提供 4 多様な介護人材の確保と業務効率化の取組支援 5 介護情報の提供 6 低所得者対策の実施	



介護保険サービス等の量の見込みと介護保険料

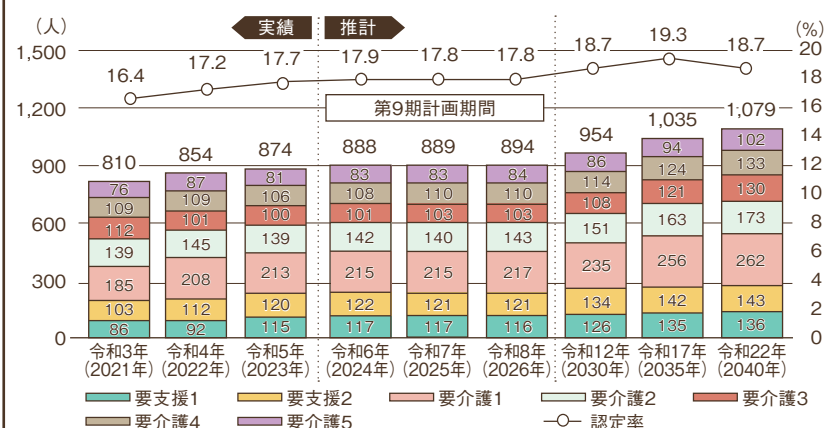
人口および要介護認定者数の推計

人口(年齢3区分別)の推計



高齢化率は、令和5(2023)年の23.0%から令和8(2026)年には23.5%、令和22(2040)年には28.3%と人口の3割近くが高齢者になると見込まれます。

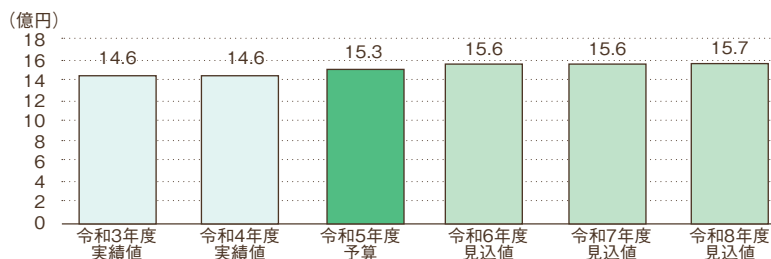
要介護等認定者数の推計



要介護等認定者数は、令和5(2023)年度の874人から令和8(2026)年度には894人(1.02倍)、令和22(2040)年度には1,079人(1.23倍)になると見込まれます。

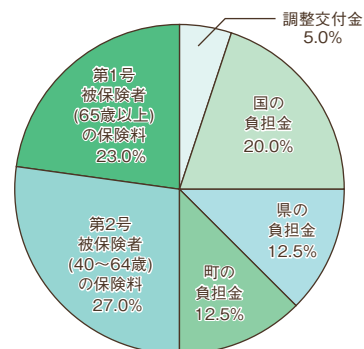
介護保険事業費総額

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間で約46.8億円を見込んでいます。



介護保険料の算出

介護給付等にかかる事業費の財源は、50%は「公費負担」で、残りの50%を「保険料負担」で賄うこととされています。「保険料負担」は、第1号被保険者(65歳以上)と、第2号被保険者(40～64歳)の保険料で、その割合は人口比に応じて設定されています。第9期計画の第1号被保険者の負担割合は23%です。



所得段階別の第1号被保険者保険料

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者の負担を軽減し、高所得者の負担の加増により支える仕組みとなっています。段階設定および保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づいています。本町においては、低所得者の負担のさらなる軽減を図るため、下記のとおり、計13段階の保険料を設定します。

段階		所得などの条件	基準額に 対する比率	保険料年額
第1段階	軽減	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.455 (0.285)	32,214円 (20,178円)
第2段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	×0.685 (0.485)	48,498円 (34,338円)
第3段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	×0.690 (0.685)	48,852円 (48,498円)
第4段階		世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.90	63,720円
第5段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	×1.00	70,800円
第6段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.30	92,040円
第7段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.40	99,120円
第8段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.60	113,280円
第9段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.75	123,900円
第10段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.85	130,980円
第11段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×1.95	138,060円
第12段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.05	145,140円
第13段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.15	152,220円

※第1段階から第3段階の括弧内は、物価高騰等に伴う国の負担軽減策による比率。

計画の推進に向けて



保健・医療・福祉等の各関係機関の連携によって、高齢者福祉施策並びに介護保険事業の運営を円滑に推進するため、「愛荘町介護保険運営協議会」において本計画の進行管理を行います。計画の推進にあたっては、庁内関係各課および関係機関等との連携を密にし、施策・事業の円滑な推進を図ります。また、介護保険制度の適切な利用を促進し、もって介護保険事業の円滑な運営を図るため、広報紙やホームページ等を利用しつつ出前講座等を行い、介護保険サービスや制度改正に関するわかりやすい情報提供に努めます。

さらに、この計画を推進し、持続的・安定的に介護保険事業を運営していくためには、社会で支える「共助」のしくみである介護保険制度と、地域でお互いが支え合う「互助」とが、いわば「車の両輪」として重要です。

このため、介護保険制度へのご理解とともに、「互助」の活動であるお住まいの地域での支え合い活動や介護予防活動などへ積極的にご参加・ご協力いただきますようお願いいたします。



＼ お気軽にご相談ください ／

高齢者の総合相談窓口「愛荘町地域包括支援センター」

電話番号 0749-42-4690

介護予防のこと

- 心身の健康に不安がある
- 今の健康を維持したい
- 最近物忘れが増えてきた
- 足腰が弱ってきた
- 感染症で高齢者が気をつけること など

介護のこと

- 介護保険制度について知りたい
- 身の回りのことに不安が出てきた
- 家族の介護に疲れてしまった
- 介護の方法について知りたい
- 高齢者向けの施設について知りたい など

権利を守ること

- 年金を家族や他人に悪用されている
- 今後の財産管理が不安
- 成年後見制度について知りたい
- 虐待にあっていない人がある など

さまざまな相談ごと

- 日頃の生活で困ったことがある
- 悩みを聞いてほしい
- 生きがいづくりの場がほしい
- 近所の高齢者のことが心配 など



愛荘町第9期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画[概要版](令和6(2024)年4月)

愛荘町 福祉課

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

TEL:0749-42-7691 FAX:0749-42-5887

